

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月16日（平成27年（行個）諮問第121号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行個）答申第177号）

事件名：本人に対する再審査請求棄却決定に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「異議申立人に対する平成22年特定月日付け労働保険審査会による労災再審査請求棄却決定に関する全ての書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年2月24日付け厚生労働省発基0224第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

諮問庁は種々の理由を付して不開示としていますが、本件においては、労基署の調査官が、会社役員に私の意見書のコピーを提供し、また、会社関係者に私が提出した意見書や証拠を閲覧させております。

私の（保護されるべき）個人情報を会社役員や関係者に開示しておきながら、一方で私に対しては「企業情報の保護」、「聴取対象者の個人情報保護」等を理由に秘匿する諮問庁のやり方は、行政庁が取るべき公平性に著しく反しています。

労災の審査機関において、このような偏向した開示姿勢が維持されるならば、労働者が不服申請しようとしても、却下された理由や、却下に際して採用された証拠、関係者の証言等を知りようがなく、十分な主張・立証、不支給決定に対する反論を展開することは不可能です。

不服申請の相手である労基署側が全ての証拠を保有しているにも関わらず、片や、不服申請する労働者には黒塗りにされている現在の状況は不公平この上なく、労働者の不服申請する権利が著しく損なわれていると言って過言ではありません。

したがって、少なくとも、調査官の判断の基となった資料、労基署長に報告された復命書ならびに復命書に記載・もしくは添付された資料は全て開示されるべきです（情報公開・個人情報保護審査会の平成20年8月7日付け答申書（平成20年度（行個）答申第95号）参照）。

以下、号証名に沿って具体的に記しますので開示されるよう求めます。また不開示もしくは印刷省略の理由について説明するよう求めます。

ア 枚数が不足する号証について、開示を求める（添付の表1参照。添付省略。）

<理由>

添付の表1に記した号証について、開示された枚数が原処分時・審査請求時・再審査請求時の各々で異なっている。各審査の段階で枚数が異なるのでは、どの段階の枚数が正しいのか判断が付かない。また、真の枚数は隠蔽され、いずれの段階においても何らかの意図的調整が行われているという疑念を捨てきれない。

原処分時の調査において収集された原本は一つであり、各審査の段階で枚数が異なるということは本来あり得ない。仮にあるとすれば、それは特定の頁が意図的に抜き取られた結果以外にあり得ない。したがって、以下の措置を求める。

- ① 添付表1の各号証について、保有している全枚数を開示すること。
- ② 保有していない等の理由で開示できない場合は、その理由について調査の上説明すること。
- ③ 調査をした結果、最終的に各審査段階において枚数が異なる事態が生じた場合、その理由について説明すること。

イ 復命書、復命書に記載もしくは添付された全ての資料の開示を求める

（乙14, 16, 17, 18, 19, 23, 24, 26, 27, 32, 33, 62, 63, 64, 65, 67, 68, 76号証：添付の表2参照。添付省略。以下同じ。）

<理由>

労災認定調査官は、事業場等の実地調査を行った場合、必ず復命書を作成し、収集した資料を添付しなければならないことになっている。復命書に記載もしくは添付された資料は、調査の実績を示すもので復命書と一体のものである。また、労基署長は復命書ならびに復命書に添付された資料に基づいて、業務上外を判断・決定する。

したがって、労働者が労基署長の決定に不服の場合、不服申立をするためには、労基署長の判断・決定の基となった復命書ならびに添付資料を知らなければ主張・立証や、不支給決定に対する反論のしようがない。

したがって、添付表2の内、復命書に記載もしくは添付された各号証については、全て開示するよう求める。

ウ 乙59, 67, 68号証の開示を求める（添付の表2参照）

① 乙59号証：「aさんが腰痛休業後に私1人で行った業務の帳票」と題する文書

<理由>

人物名が黒塗りにされているため、誰の筆跡がないのか不明である。本件では休業したaの代わりにbが採用されて私の業務を補助した事実があるか否かが最大の争点で、あったが、調査官は「aの後任としてbを特定年月a aに採用している（乙10：事業場実地調査復命書（1）の3枚目）」と判断した。

そして、「各資料に●●氏の筆跡はない」と調査官がメモ書きした同証は、復命書に添付も記載もされず、いずれかに隠蔽された。また再審査請求時の事件プリントにも「印刷省略」とされ、編綴されなかった。

同証の●●部分が誰であるのかは、●●氏が実際に就労したか否かを示す重要証拠であり、異議申立人（私）が業務量を立証するために欠かせない資料である。不開示決定は、労働者が労災申請する権利、不服申請する権利を損なうものである。

② 乙67号証：会員登録受付簿及び追加注文受付簿、解約受付簿

<理由>

同証は、当時異議申立人とaが業務で作成した資料であり、業務の実態を示すものである。また、調査官はこの資料を基にbの就労を認定し、本件疾病を業務外と判断したことが明らかになっている（乙9：調査結果復命書5枚目）。しかし、黒塗りにされているため異議申立人の業務の実態や、bの筆跡等を判別のしようがない。黒塗り措置は異議申立人の労災申請をする権利、不服申請する権利を損なっている。

③ 乙68号証：特定事業所xのファクシミリ

<理由>

当時異議申立人が業務で受け取ったファクシミリである。黒塗り部分は、異議申立人が行った業務を特定事業場xの担当者へ送信した内容が記されており、異議申立人の業務の実態を示すものである。しかし、黒塗りにされているため業務の実態を判別しようがない。

黒塗りは異議申立人の労災申請をする権利、不服申請する権利を損なっている。

④ 乙67, 68号証について

他の全ての資料について、作成年月日もしくは受付年月日が事件プリントの目次に記載されているにもかかわらず、上記2点には記載がない。

上記2点について、作成年月日もしくは受付年月日を明らかにし、事件プリントに記載しなかった理由を明示するよう求める。日付や入手経路の定かでない資料は証拠足り得ないからである。

エ 特定年月日bbの現地調査復命書の開示を求める

<理由>

同日に事業場である特定事業場yの現地調査が行われたことは、調査結果復命書(乙9号証)2枚目の記載から明らかである。

調査官が現地調査を行ったときは、必ず復命書を作成することが義務付けられており、復命書が存在しないはずはない。

したがって、同日の復命書とそこに添付された資料の開示を求める。

「保有していない」等の理由により開示しない場合は、「保有していない」理由について説明するよう求める。

オ 特定労働組合の意見書の開示を求める

<理由>

本件再審査において、代理人である特定労働組合・cは特定年月日付ccけで意見書を提出した。しかし、同意見書が開示されていないため開示を求める。

カ 事件プリントの「印刷省略」部分について

事件プリントの目次において「印刷省略」とされている号証について、また、実際には「印刷省略」されているにも関わらず、目次に「印刷省略」と記されていない号証について、以下を求める。

① 事件プリントの目次に「印刷省略」と記した号証について、各号証毎に、印刷省略とした理由を明らかにするよう求める。

② 調査結果復命書(乙9号証)、事業場現地調査復命書(1)(乙10号証)、事業場現地調査復命書(2)(乙25号証)については、実際には印刷省略したにも関わらず、目次に「印刷省略」と記されていない。したがって、全頁を開示した上で、「印刷省略」と記さなかった理由について説明を求める。

<理由>

事件プリントには、「印刷省略」と記された号証が多数存在する。印刷省略の理由について、目次には、「本件審査に直接関係ないと思われる資料、同一のものが重複して提出された資料等については、

印刷を省略した。」旨が記されている。しかし、「重複して提出された資料」は見当たらない。

また、出勤簿（乙14号証）・自己意見書添付資料・特定事業場yだより、キャンペーン他（乙37号証）・在庫帳簿について（乙43号証）・「aさんが腰痛休業後に私1人で、行った業務の帳票」と題する文書（乙59号証）・診療報酬明細書の交付依頼についての回答写（乙76号証）等のように、本件審査の判断に影響を及ぼした重要資料が多数印刷省略にされている。したがって、印刷省略の理由に該当せず、不当である。

また、理由がないにも関わらず印刷省略としたことは、各審査委員に対して不支給結果を追認するよう導く意図があったとの疑念を抱かざるを得ない。したがって、上記2点について説明を求める。

キ 乙78号証の「3の（3）証拠の項目」の6枚目～11枚目について

今回初めて開示した理由を説明するよう求める。

<理由>

同証は事件プリントに編綴されていない。「印刷省略」とも記されていない。また、平成26年特定月日付け特定番号においても開示されておらず、今日までその存在すら知らなかったものである。

何ゆえ今日まで開示されなかったのか、理由を説明されたい。

（2）意見書

はじめに

諮問庁は、なおも諸々の理由を付けて不開示としていますが、理由にならない理由、もしくは自己矛盾をきたしているものがあります。また私の異議申立書に対して何ら回答しないと言う不誠実な態度を取っている項目があります。以下諮問庁の理由説明書に対して具体的に反論します。

なお、当方は諮問庁が開示した際に示した号証番号に従い、乙1、乙2の如く資料番号を付しましたが（資料1）、諮問庁は、当方が異議申立をしていない甲号証までを含めた連番を付して回答しております。そのため同一の資料に対して、当方が提出した異議申立書の資料番号と、諮問庁が提出した理由説明書の資料番号が異なっており、突き合わせの労が生じております。当方は諮問庁の作成したものに従って号証番号を付しているのですから、その番号に沿って理由説明を行うべきで、新たな資料番号を付すのはいたずらに混乱を招くものです。

付言致しますと、私は出向先のd特定役職から「あなたとaさんが労災申請するなら受けて立つ」と怒鳴られ、協力を拒否されたため、労災申請書（資料2）に「事業主証明拒否」と記して事業主証明印がないま

ま特定労基署に提出しました。その際、会社側が労災認定を阻止しようとしていることから、申請書と意見書は会社側には見せないよう依頼しました。

しかし、特定労基署 e 調査官は実地調査に行った際に、労災申請書に私の許可無く事業主証明印を押させ（資料 2）、別紙労災発生状況意見書（資料 3）と共にコピーを事業主に手交しました。同コピーは、事業主を通じて第三者である出向元特定事業場 z に渡されました（資料 10 の第 6）。

また、e 調査官は私が提出した自己意見書や資料などを私に許可無く 5 名の聴取人全員にくまなく閲覧させ、反論を聞き取る形で聴取を行いました。そのため、閲覧させたそれらの上部余白には各聴取人と e 調査官の割印があります。（資料 4：a 聴取書。資料 5：d 聴取書。資料 6：f 聴取書。資料 7：b 聴取書。資料 8：g 聴取書）

本件は、このような経過で労災申請が業務外とされ、その後再審査請求した際の労働保険審査会における資料の開示を求めたものです。

ア 異議申立書に対し、何ら回答をしていない項目について

異議申立書の以下の項目について諮問庁は何も回答していません。法は、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としています（1 条）。

そのため、法は行政機関に対して、保有する個人情報が必要最小限のものに止める等（3 条）種々の規制を課しています。また行政機関に対し、「当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる」ことを義務付けています（47 条）。

この様な法主旨からすれば、諮問庁は異議申立書に記載された、申立人の疑問に対して誠実に答える義務があるはずですが、以下の未回答項目について早急に回答するよう求めます。

(ア) 枚数が不足する号証について、開示を求めた件（異議申立書添付の表 1）＝異議申立書の 1 頁参照

異議申立書添付の表 1 の各号証は、開示された枚数が原処分時・審査請求時・再審査請求時の各々で異なっている。原本は一つであり、各審査段階で枚数が異なるということはありません。仮にあるとすれば、それは特定の頁が意図的に抜き取られた可能性が高い。したがって、不足する枚数を全て開示するか、保有していない場合はその理由について説明を求める。

(イ) 乙 67、68 号証の日付について説明を求めた件＝異議申立書の 3 頁

他の全ての資料について、作成年月日もしくは受付年月日が事件

プリント目次に記載されているにもかかわらず，上記2点には記載がない（資料1の目4）。作成年月日もしくは受付年月日を明らかにするとともに，事件プリントに記載しなかった理由を明示するよう求める。

(ウ) 特定年月日 b b の実地調査復命書の件＝異議申立書の3頁

実地調査を行ったときは，必ず復命書を作成することが義務付けられており，復命書が存在しないことはあり得ない。したがって，同日の復命書とそこに添付された資料の開示を求める。「保有していない」等の理由により開示できない場合は，その理由について説明するよう求める。

(エ) 特定労働組合の意見書の件＝異議申立書の3頁

再審査において，代理人が提出した意見書が存在しないことはあり得ない。同意見書の開示を求める。開示しない場合は理由について説明するよう求める。仮に意見書を紛失したとすれば大問題であり，意見書が不問にされ，公正な審査が損なわれた可能性がある。

(オ) 事件プリントの「印刷省略」の表記に関する件＝異議申立書の4頁

事件プリントには，「印刷省略」と記された証拠が多数存在するが，その理由については，「本件審査に直接関係ないと思われる資料，同一のものが重複して提出された資料等については，印刷を省略した。」と記されている（資料1の目5）。しかし本件では，「重複して提出された資料」は見当たらない。

また，出勤簿（乙14号証），自己意見書添付資料・特定事業場 y だより，キャンペーン他（乙37号証），在庫帳簿について（乙43号証），「aさんが腰痛休業後に私1人で，行った業務の帳票」と題する文書（乙59号証），診療報酬明細書の交付依頼についての回答写（乙76号証）等のように，本件審査の判断に影響を及ぼした重要資料が多数印刷省略されている（資料1）。これらは争点に関わる重要資料であり，かつ印刷省略の理由にも該当せず，印刷省略は不当である。

理由がないにも関わらず印刷省略したことは，各審査委員に対して不支給結果を追認するよう導く意図があったとの疑念を抱かざるを得ない。したがって，下記2点について説明を求める。

① 事件プリントの目次において「印刷省略」とされている証拠について

各号証毎に，印刷省略とした理由を明らかにするよう求める。

② 実際には「印刷省略」されているにも関わらず，目次に「印刷省略」と記されていない証拠について

事業場実地調査復命書（１）（資料９），事業場実地調査復命書（２）（資料１０），調査結果復命書（資料１１），に添付された資料のうち，重要資料の幾つかが，実際には印刷省略されているにも関わらず，「印刷省略」と記されていない。したがって，印刷省略した全ての頁を開示した上で，「印刷省略」と記さなかった理由について説明を求める。

（カ）乙７８号証（労基署長の意見書）の「３の（３）証拠の項目」の６枚目～１１枚目について＝異議申立書の４頁

同証は事件プリントに編綴されていなかったもので，特定年月ｄｄ月に「労基署長が提出した資料のうち，事件プリントで印刷省略された全資料」について開示を受けた際（平成２６年特定月日付け特定番号決定による開示）も開示されなかった。また，今回諮問庁が提出した理由説明書の別表にも資料名すら記載されていない。

そのため私は，今日までその存在すら知らなかったものである。何ゆえ今日まで開示されなかったのか，理由を説明されたい。労働保険審査会による意図的隠ぺいを感じざるを得ない。

イ 復命書に添付ないし記載されている資料について

（乙１４，１６，１７，１８，１９，２３，２４，２６，２７，３２，３３，６２，６３，６４，６５，６７，６８，７６号証。資料９，１０，１１参照）

復命書の作成について厚生労働省は次のように指示しています。

『各保険給付請求書について実地調査を行ったときは，実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。関係者の出頭を求め，関係帳簿等について調査した場合においても実地調査に準ずるものとして実地調査復命書を作成すること。』

なお，実地調査復命書は，各労働局において定めた適宜の様式とするが，復命書には調査に際して収集した資料等を添付すること。また，当該保険給付支給請求書の決済に当たっては，上記の実地調査復命書を添付して決済を受けること。』

（平成１３年３月３０日，基労発第２３７号通達「労災保険給付事務取扱手引」の６９頁。その後改訂された通達も同様）

このように，調査官が実地調査を行った際は，必ず復命書を作成し，収集した資料を添付しなければならないことになっており，労基署長はそれに基づいて，業務上外の判断・決定を行っています。

したがって，労働者が決定の根拠を知るためには，その基となる復命書ならびに添付資料を見ることが不可欠であることは明らかで，上記各号証が開示されなければ業務外とされた根拠を知りようがありません。不開示とすることは行政の説明責任の放棄，労働者の知

る権利の侵害です。また、業務外とされた根拠を知らなければ、以降の審査請求・再審査請求・行政訴訟において業務外決定に対して十分な反論や立証をすることができなくなります。

諮問庁は不開示理由として法14条の2号、3号イ、3号ロ、7号を挙げていますが、労災認定の是非は、労働者の生命、健康、生活に係る問題です。

したがって、復命書に添付ないし記載されている資料に関しては、法14条2号のただし書（「ただし、次に掲げる情報を除く。イ法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、及び、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」）、もしくは同条3号のただし書（「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」）に該当するので、諮問庁の挙げた条号は適用除外とされなければならないものです。

仮に、上記ただし書に抛らなくとも、諮問庁は労災申請した労働者の権利を保護するため、自ら法16条の裁量的開示（「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」）を用いて、開示すべきです。

なお、私は個人の住所、電話番号、口座番号等の開示まで求めるものではなく、開示すべき資料の中に、なお保護すべき個人情報が存在するとすれば、法15条1項・2項に従い、当該部分のみを黒塗りにすれば足りるはずです。本件のように全面黒塗りとするのは明らかに過剰であり、労災申請した労働者の権利を大幅に侵害するものです。

この点に関連して、貴審査会の平成20年8月7日付け答申書（平成20年度（行個）答申第95号）が出されております。

ウ 法14条7号の不開示理由について

諮問庁は法14条7号を引用し、開示すれば行政機関等の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等々と瑠々述べているので、以下反論します。

（ア）「被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念される」について

諮問庁は、私が被聴取者に対して「不当な干渉」を行い、被聴取者の「権利利益を害するおそれがある」と主張しています。このように主張する以上、諮問庁は「おそれ」について具体的に明示する義務があります。

抽象的な「おそれ」であれば、それは諮問庁の主観に属するもので、諮問庁の感じ方次第で、どの場合にも当てはめることが可能になってしまいます。

文書提出を拒む国・労基署側が理由とする「おそれ」について、最高裁は次のように判定しています。

『民訴法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である。』

(平成17年10月14日、災害調査復命書の文書提出命令に関する最高裁第三小法廷決定)

このように、諮問庁が「おそれ」を理由に挙げる以上は、抽象的な「おそれ」ではなく、この件に則して具体的に示す必要があります。

労働者が業務外とされた根拠を知る権利、業務と疾病の因果関係を立証する権利を保障する観点から、また、労災申請をした労働者の権利と被聴取者の「権利利害」の均衡を図る観点から、私が被聴取者に対して「不当な干渉」を行う可能性が現実に存在することを諮問庁が明示して初めて、諮問庁の理由は成り立つものです。

前述のとおり、既にe調査官により私の個人情報、出向先や第三者に、くまなく漏えいされております。にもかかわらず、この期に及んで私に対してだけ、漠然とした「おそれ」という諮問庁の主観で不開示とされるならば、行政の公平・公正性は失われることとなります。それはご都合主義にほかなりません。

(イ) 「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼」「労災認定の調査への理解と協力を躊躇させる」等について

労災保険法の立法趣旨は労働者の保護、労働者の福祉の増進であり(1条)、「労災補償行政に対する信頼」は、申請労働者の権利・利益がどう守られたかが第1です。

厚生労働省によれば、調査官は、「労災補償の請求を行っても、その疾病と業務との因果関係の証明が困難であったり、その証明に大きな負担を伴う(中略)被災労働者やその家族を救済するという立場」(平成10年3月1日発行、労働省労働基準局補償課編「上肢作業に基づく疾病の労災認定基準の解説」23, 65頁)で、「文字通りの立証責任を被災労働者に課すとすれば補償を受ける権利の実態を損なうおそれがあることから、(中略)雇用関係、作業

歴、疾病の発症状況等請求理由に係る最小限度の疎明があれば、行政機関において補足的な調査を行う」（平成3年3月19日、労働省労働基準局発「基発第157号通達、業務上疾病の認定事務手引」9頁）こととされています。

すなわち、調査官は、労基法ならびに労災保険法の立法趣旨である「労働者保護」の立場から、「補足的な調査」を行うものです。したがって必然的に、収集された資料は、資料の収集が困難な立場にある労働者の負担を軽減するために活用されることが予定されているものです。

この目的を遂行するために、労災保険法46～48条は調査官に種々の権限（立ち入り調査権、質問権、文書提出命令権等）を付与し、実地調査や資料収集が行われていることは言うまでもありません。したがって、労働基準監督署に対する国民の信頼は、労働者の権利・利益を守るために何をしたかが第1であり、事業主の信頼は二義的なもの、もしくは労働者の権利・利益の優先を前提として顧慮されるべきものに過ぎません。

このように、事業場実地調査によって調査官が収集した資料や聴取書は労災保険法46条の文書提出命令権、48条の質問権等に基づくものであって、事業主の「理解と協力」により収集されたものではありません。この点で、諮問庁の主張は失当です。

なお、「会社追加資料写（乙23号証＝対象文書番号31）」の①は、「e様」と題する文書であり、事業主のd特定役職がe調査官に自ら提出したもので、事業主の「理解と協力」により収集されたものではありません。したがって、諮問庁の不開示理由はこの点でも失当です。

付け加えますと、「特定事業場y aの聴取書写（乙62号証＝対象文書番号70）」の①②は、事業主やaさんが提出したものでなく、私がaさんから譲り受け、aさんの許可のもとで労基署に提出したものです。また、「特定事業場y dからの聴取等」（乙63号証＝対象文書番号71）の⑥は、既に裁判の場で労基署（国）側が開示して提出済です。

エ 各号証毎の開示請求理由

前記3項に記した資料の殆んどが、全枚数全面黒塗りでタイトルすら不明です。したがって、私には諮問庁の不開示理由が正しいのかどうかも判断できません。前記3項に記した理由をもってしても、なおも諮問庁が開示を拒む場合は、下記の個別の理由により開示を求めるものです。

(ア) 出勤簿：乙14（文書番号22）

b氏が実際に採用・就労していたかが最大争点であり、調査官はこの出勤簿を基にb氏の採用を認定した（資料9，事業場実地調査復命書1の第6の2の（2）に記載あり）。したがって不開示とされれば調査官の判断の根拠を私は知りようがない。

（イ）事務業務取扱手引書：乙16（文書番号24）

全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。したがって、私には諮問庁の不開示理由が正しいのかどうかさえ分からない。

「事務業務取扱手引書」は、同社が設立された直後の平成13年特定月に出向した私が作成し、日々使用していたものである。したがって労基署長にとっては、労働者の業務内容を把握するための基礎資料であり、私にとっては、不服審査ならびにその後の行政訴訟において、業務内容を立証するために欠かせない資料である。不開示措置は、原処分ならびに労働保険審査会決定の根拠を知ることが妨げ、業務と疾病の因果関係、の立証の機会を奪うものである。

（ウ）「会員名簿写」：乙17（文書番号25）

全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。同資料は、調査官が私の業務内容・業務量を把握するために収集したもので、「会員名簿」ではなく、定例注文分の発送用データと思われる。審査請求時の資料では、余白に書かれた調査官のメモ書きが開示されており、外注の電算会社が作成したことが判明している。

したがって、私の業務内容・業務量を立証するために不可欠な資料であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。仮に、第三者の個人情報保護との均衡の観点から、部分的に黒塗りを付す必要があるとすれば、労災認定の是非は労働者の生命・健康・生活に係るものである以上、その重要性に鑑み、個人名・住所・電話番号等の一部に黒塗りを付せば足りる。

（エ）就業規則：乙19（文書番号27）

全頁が全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。当時私は同規則に基づいて就労しており、手元に有し、いつでも見ることが可能であった。しかし本件労災申請当時、既に出向解除になっていた私は事業所に立ち入ることが不可能であったため、調査官が事業所に赴いて収集したものである。就業規則は、労働時間や休日・休暇等の労働条件全般を規定しており、労働者の就労状況を把握・立証するための基礎となる資料である。そうであるからこそ、復命書に添付され、署長にも報告された。

したがって、不開示とすることは、業務と疾病の因果関係の立証活動の妨害であり、公平な不服審査・行政訴訟を保障するためにも公開されるべきである。

(オ) 会社追加資料写：乙 2 3 (文書番号 3 1) の①, ②, ⑤

①については「(イ)」に既述済である。②は写真, 出勤簿等であると思われるが, 全面黒塗りのため判別がつかない。⑤は「参考資料」と題するものと思われるが全面黒塗りで判別できない。

いずれも労災を否定する事業主が自己の正当性を主張するため自ら提出したものである。事業主の主張を採用して業務外と決定したのであるから, 不開示とされれば労働者は事業主の主張が採用された根拠を知りようがない。不開示措置は, 労働者から反論の機会を奪うものである。

(カ) 「a 氏休暇経緯」と題する文書：乙 2 4 (文書番号 3 2)

全面黒塗りのため, タイトルすら不明である。同資料は, 聴取の際に, 特定事業場 y d 特定役職が労災を否定するため, 自ら提出したものである。

a 氏の代わりに b 氏が就労していたか否かが本件審査の最大争点であった。調査官は同資料等を参考に, 私の業務が過重でなく, また, a 氏の代わりに b 氏が就労していたと判断し, その旨を署長に報告した。したがって同資料は, 本件労災審査にとって最重要な資料の一つであり, 不開示とすることは労働者の知る権利を阻害し, 業務と疾病の因果関係の立証活動を妨げるものである。公平な不服審査を保障するためにも開示されるべきである。

(キ) 賃金台帳写：乙 2 6 (文書番号 3 4), 及び, (8) 個人情報シート (社員名簿) 写：乙 2 7 (文書番号 3 5)

いずれも私本人のものであり不開示とする理由はない。個人情報シートは, 私のもので, 私が出向元の特定事業場 z に提出したものである。

(ク) 特定事業場 x x 勤務関係資料写：乙 3 2 (文書番号 4 0)

当時私は休業中で就業場所に立ち入ることができなかったため, 調査官が訪問して収集したもの。いずれも私が毎日見聞きしていたもので, 黒塗りにする必要がない。仮に名刺を黒塗りにするのであれば, 特定事業場 y の役員や特定事業場 z 特定部署の社員ら (資料 9, 10) と同様に, 電話とメールアドレス部分のみを黒塗りにすれば足り, この名刺のみを全面黒塗りにする特別の事情はない。

写真についても同様で, 特定事業場 y の社内写真 (乙 1 8) は全て開示されており, 特定事業場 x x の写真のみを「不開示」とする理由はない。

また, 労働者にとって仕事場の写真は, 疾病をもたらした作業内容や作業姿勢 (机の高さ, パソコンや加算器の種類・形状, 棚の高さや書類の重量, 運搬形態等による有害要因の有無) などから業務

と疾病の因果関係を立証するために必要なものである。仮に写真内の個人が特定されることを危惧するのであれば、目の周囲等を黒塗りにすれば足り、本件の如き全面黒塗りは過剰である。

(ケ) 「aさんが腰痛休業後に私1人で行った業務の帳票」と題する文書写：乙59（文書番号67）

「各資料に●●氏の筆跡はない」と調査官がメモ書きした同証は、復命書に添付も記載もされず隠蔽された（資料9，10，11）。また再審査請求時の事件プリントにも「印刷省略」とされ、編綴されなかった（資料1の（59））。

同証の●●部分が誰であるのかは、●●氏が実際に就労したか否かを示す重要証拠であり、異議申立人である私の業務量を立証するために欠かせない資料である。不開示決定は、労働者が業務量を立証する機会を妨げるものである。

(コ) 特定事業場 y aからの聴取書：乙62（文書番号70）

3枚が全面黒塗りにされており、タイトルすら不明である。本件では「パソコンタッチ数・入力件数等を裏付ける資料は確認できなかったことから聴取を中心とした調査を行」ない、「元同僚であるaの申述を採用した結果、業務による明らかな過重負荷は認められないものと判断した。」（乙78号証「労基署長の意見書」）ことが明らかになっている。したがって、労基署長の判断の根拠を知るためには、本資料を閲覧することが不可欠であり、それを知らなければ、不服審査や行政訴訟において、十分な主張・立証をすることができない。

とりわけ本資料の15枚目は、「聴取終了後」「特定数字 i」という筆跡から、調査官が聴取後の感想、もしくはコメントを記したものであり、aさんの申述を採用して業務外とした以上、同部分を見ることなしには業務外とされた根拠を知りようがない。したがって、不開示措置は反論の機会を妨害するものでもある。

また、a氏は私に協力して「診断書」「休業理由書」（乙62の①②）を提供し、行政訴訟においても「質問・回答書」を2通提出しており、私がa氏に「不当な干渉」を行うことが懸念される事情は全く存在しない（前記「4の（1）」で述べたように、「不当な干渉」を行う「おそれ」が存在するとすれば、諮問庁はその根拠を示すべきである）。

以上の理由により、聴取書と一体のものである当該部分は開示されるべきである。

(サ) 特定事業場 y dからの聴取書：乙63（文書番号71）

前記したように、e調査官は、私の「労災申請書」，「労災発生

状況意見書」のコピーを事業主である d 氏に提供した。また私が作成・提出した「自己意見書」，「作業の訂正について」，「業務分担表」，「職場環境」を，私の許可なく d 氏に閲覧させ，反論を聞き取る形で聴取を行っている（資料 5，「d 聴取書」）。閲覧させた資料等の上部余白には d 特定役職と a 調査官の割印がある。

同様に，調査官は f 氏， b 氏， a 氏， g 氏に対しても私の意見書や提出した資料等（保護すべき個人情報に該当する。資料番号 1 2 「平成 2 2 年 1 2 月 1 2 日付け基労発 1 2 2 7 第 1 号通達」）を閲覧させたことが聴取書で明らかになっている（資料 4， 6， 7， 8）。

私の提出した資料や意見書は勝手に閲覧させておきながら，私に対しては，会社が提出したものについては，「守秘義務に担保された労災補償行政に対する信頼」を理由に不開示とするのは不合理極まりない。諮問庁の姿勢はダブルスタンダードそのものである。

(シ) 特定事業場 y y 元上司 f からの聴取書：乙 6 4（文書番号 7 2）

聴取書に添付された写真 2 枚が全面黒塗りで，判別がつかない。同写真は，私が勤務していた部署を調査官が実地調査した際に撮影したものであるから，黒塗りにする必要がない。特定事業場 y の社内写真（乙 1 8）は開示されており，本写真のみを不開示とする特別な理由は存在しない。仮に写真内の個人や企業秘密等が特定されることを怖れるのであれば，目の周囲等写真の一部を黒塗りにすれば足りる。

また，同資料には私が提出した労災自己意見書（「特定事業場 y y での私の意見書」）も添付され，その上部余白には f 氏と e 調査官の割印がある（資料 6）。これは調査官が第三者の f 氏へ私の自己意見書を閲覧させた証であり， f 氏の聴取書にもその旨が記されている。

私の個人情報を聴取対象者全員に閲覧させておきながら，私に対しては不開示とする諮問庁の姿勢は，不開示理由として失当である。

(ス) 特定事業場 z z b からの聴取書：乙 6 5（文書番号 7 3）

e 調査官は，私が作成し提出した「業務分担表」を，私の許可なく b 氏に閲覧させ，反論を聞き取る形で，聴取を行った（資料 7）。閲覧させた資料の上部余白には b 氏と a 調査官の割印がある。また特定事業場 y が提出した資料である「出勤簿」「約 3 年分の営業成績を記した一覧表」も閲覧させている（資料 7 の 2 枚目の 1 4 行目）。

その一方で私に対しては，会社が提出した資料を不開示とし， b 氏の聴取内容も黒塗りを付しているのは不合理である。

同じ資料をb氏には開示して、労災申請した本人である私に開示しない諮問庁の姿勢は矛盾極まりない。

(セ) 会員登録受付簿及び追加注文受付簿、解約受付簿写：乙67（文書番号75）

152枚全てが全面黒塗りにされており、タイトルすら不明である。同資料は同僚のa氏と私が日々作成していたもので、業務内容・業務量を示す資料として、私の依頼に基づいて調査官が収集した。調査官はこの資料を基にb氏がa氏の代わりに就労していたと判断し、本件疾病を業務外と判断したことが明らかになっている（資料11：調査結果復命書の5枚目）。しかし、黒塗りにされているため、業務の実態や、b氏の筆跡の有無が判別できない。黒塗りは業務量立証の機会を奪うものである。

仮に会員の個人名等に黒塗りを施さなければならないとしても、備考欄の「東京」「キャンペーン」「返品」などの記載は黒塗りにする理由がない。それらの記載は「特定の個人を識別できる」ものでなく、「当該法人の営業上の秘密事項にかかる情報等」にも該当しない。備考欄の記載は、私の業務内容の煩雑さ・業務量の実態を示すもので、不服審査や行政訴訟において欠かせない資料であるため開示を求める。

(ソ) 特定事業場xのファクシミリ：乙68（文書番号76）

111枚全てが全面黒塗りで、タイトルすら不明である。同資料は、当時特定事業場xの担当者が私に送付したファクシミリで、黒塗部分にはその日に私が送った帳票名が記されており、業務の実態を示すものである。しかし黒塗りにされているため業務の実態を判別できない。黒塗りは労働者の知る権利、業務と疾病の因果関係を立証する権利を損なっている。

(タ) 診療報酬明細書（写）の交付依頼についての回答（写）：乙76（文書番号84）

診療報酬明細書は、e調査官の依頼により、私がe調査官に委任する委任状を提出して特定健康保険組合から取り寄せたものである。記載されている内容も私自身の受診歴であり、不開示理由に全く該当しないことは明らかである。

以上、個別の理由によっても上記各号証は開示されるべきである。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、不開示理由について、法14条7号柱書きを加え、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、部分開示とした

原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、異議申立人が行った労働保険再審査請求に対し、特定労働基準監督署長が労働保険審査会に対して提出した資料であり、別表中「対象文書名」欄に掲げるとおりである。

(2) 労働保険審査会

① 管轄

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）69条の規定による再審査請求並びに中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）84条1項の規定による審査の事務を行う。

② 組織

厚生労働省の附属機関として厚生労働大臣の所管の下に置かれ、常勤委員6人及び非常勤委員3人をもって組織する。

③ 委員

委員は、人格が高潔であって労働問題に関し識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て厚生労働大臣が任命する。

④ 合議体

再審査請求事件の審査は、委員3名からなる合議体で取り扱う。

⑤ 参与

関係労使団体からの推薦に基づき、厚生労働大臣は、関係労働者及び関係事業主を代表する者（参与）を指名することとされている。参与は審理に出席し、意見を述べることができる。

⑥ 裁決

労働保険審査会は、審理を終えたときは、再審査請求等の棄却、原処分の取消し等の裁決を文書をもって行う。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

(ア) 別表に記載した情報のうち、対象文書の22, 25, 30, 31の①, 31の②, 31の④, 32, 40, 41, 67, 70の①, 70の②, 71の①, 71の③, 71の⑤, 72, 73の①, 75, 76及び84の不開示部分は、異議申立人以外の氏名、印影など、異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外特定の個人を識別することができる情報である。特に印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報であって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号た

だし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、対象文書の70の③の不開示部分は、異議申立人以外の特定の個人からの聴取内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が、当該聴取内容等に不満を抱いた労災請求人等からのいわれのない批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念され、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イについて

別表に記載した情報のうち、対象文書の24, 25, 27, 31の①, 34, 35, 40, 70の①, 71の①, 71の②, 71の⑥, 72, 73の②, 75, 76及び84の不開示部分は、特定事業場X(以下「特定事業場」という。)の会員名簿等の情報であり、当該事業場が一般に公にしていない事業運営上の秘密情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロについて

別表に記載した情報のうち、対象文書の22, 24, 25, 30, 31の①ないし31の⑤, 32, 34, 35, 40, 70の①ないし70の③, 71の①ないし71の⑥, 73の①, 73の②, 75, 76及び84の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報について

(ア) 別表に記載した情報のうち、対象文書の70の③の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、異議申立人以外の特定の個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは上記ア(イ)で既に述べたところである。

また、これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係につい

て申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、対象文書の31の①、70の①、71の①及び71の⑥の不開示部分は、労働基準監督署の要請に基づき、当該事業場から提供された一般に公にしていない内部情報であり、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについては、上記イで既に述べたところである。

また、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであることから、当該情報が開示された場合には、このことを知った当該事業場だけでなく、関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定の調査を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年8月25日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年8月3日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年1月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「異議申立人に対する平成22年特定月日付

け労働保険審査会による労災再審査請求棄却決定に関する全ての書類。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書90に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法14条7号柱書きを追加した上で、別表の4欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

しかしながら、異議申立人は本件異議申立事件以外にも開示請求を行っており、本件対象保有個人情報と重複する文書について、既に当審査会から答申（平成29年度（行個）答申第84号（以下「別件答申」という。））等がなされているところである。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、別件答申及び別件答申に係る原処分における開示部分（以下「別件開示部分」という。）を踏まえ、別表の6欄に掲げる部分を開示することであった。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

文書24、文書25、文書30、文書32、文書40、文書70の③、文書72、文書75、文書76及び文書84のうち、別表の4欄に掲げる部分から別表の6欄に掲げる部分を除いた部分（以下「不開示維持部分」という。）については、別件答申において不開示とすることが妥当であると判断された情報と同一の内容であると認められる。

そこで、当審査会において改めて審議したところ、以下のとおり、不開示維持部分について、別件答申の判断を変更すべき事情の変化は認められない。

(1) 文書24の不開示維持部分について

当該文書は、事務業務操作手引書である。

ア 16頁は、信販会社が作成した特定事業場の資金手数料明細書であり、不開示部分には、特定事業場の口座振替の件数、金額及び振替先口座が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって異議申立人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁は、信販会社が作成した特定事業場の会員に係る振替不能明細書であり、不開示部分には、特定事業場の会員の会員番号、氏名及び口座振替処理における会員識別データが記載されており、20頁は、特定事業場の商品在庫帳であり、不開示部分には、各顧客の法人名及び氏名が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって異議申立人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書25の不開示維持部分について

当該文書は、発送先リスト（会員名簿）であり、不開示部分には、会員ごとの会員番号、氏名、住所及び電話番号が記載されており、当該部分は、上記(1)イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書30の不開示維持部分について

当該文書は、異議申立人以外の特定の個人の経歴書であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。法15条2項による部分開示について検討すると、諮問庁が新たに氏名を開示することとしていることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書32の不開示維持部分について

ア 3頁5行目4文字目ないし最終文字、4頁4行目5文字目ないし最終文字及び5行目21文字目ないし最終文字は、異議申立人以外の個人のメールアドレスである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分にあたり、異議申立人以外の個人に係る休暇の経緯等について報告を求めた内容及びこれに関する特定事業場の提出資料である。

当該部分は、通常、人に知られたくない私的な情報であり、法14条2号本文後段に規定する異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示することにより、事業場の関係者等には当該労働者が特定され、当該労働者の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書40の不開示維持部分について

ア 10頁及び11頁は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分にあたり、異議申立人の勤務していた事業場を撮影した写真であり、各中央部ないし左側には、異議申立人以外の人影が写っていることが認められる。

このうち、10頁の右側一列目、10頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、10頁の右側から四列目の上から数えて2人目、10頁の右側から六列目の正面を向いている者並びに11頁の手前から二列目の右側から4名の人影は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 16頁は特定事業場2の組織図であり、17頁は同事業場の座席配置図であり、不開示部分は、異議申立人以外の個人の氏名であって、上記(4)アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 22頁の不開示部分は、異議申立人以外の個人の名刺であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

不開示部分は、各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスであり、異議申立人の当時の勤務先であっても当該個人の氏名等を知り得るとまではいえず、法14条2号ただし書イに該当せず、同

号ただし書口及びハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書70の③の不開示維持部分について

ア 1行目は、異議申立人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号口及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 5行目ないし13行目は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、異議申立人以外の個人から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である異議申立人からの批判等をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書72について

当該部分のうち、17頁は文書40の11頁と同一の写真であり、18頁は文書40の10頁と同一の写真である。

17頁の手前から二列目の右側から4名、18頁の右側一列目、18頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、18頁の右側から四列目の上から数えて2人目、18頁の右側から六列目の正面を向いている者の人影は、上記(5)アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 文書75の不開示維持部分について

当該文書は、会員登録受付簿、追加注文受付簿及び解約受付簿である。
当該文書の不開示部分である各会員の会員番号、氏名及び法人名（会員名欄の右欄に記載されているものを含む。）は、当該事業場の顧客情報そのものであり、顧客情報は、事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であり、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 文書76の不開示維持部分について

当該文書は、特定事業場の会員登録に係る入力作業を請け負った取引先事業場からの入力作業に係る不明分の問合せ表であり、不開示部分は、①ファクシミリの発信者の印影、②会員番号欄（会員No.欄）、氏名欄（会員名欄）、不明点欄及び回答欄、③17頁の特定会員の会員番号、氏名及び電話番号である。

ア ファクシミリの発信者の印影は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同条ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 会員番号欄（会員No.欄）のうち、会員番号は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 氏名欄（会員名欄）のうち、法人名及び氏名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 不明点欄のうち、会員番号、氏名、法人名、口座番号、口座名義及び支払金融機関名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 回答欄のうち、会員番号、氏名、法人名、電話番号、口座番号及び支払金融機関名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 17頁の特定会員の会員番号、氏名及び電話番号は、上記（8）と

同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 文書84の不開示維持部分について

当該不開示部分は、1頁の「診療報酬明細書(写)の交付依頼に係る回答書」の異議申立人以外の個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、特定労働組合の意見書の開示を求めているが、当審査会において、労働保険審査会の裁決書における審査資料の記載を確認したところ、異議申立人の主張する資料は含まれていないことから、異議申立人の主張は採用できない。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及び口に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 番号	2 号証 番号	3 対象 文書名	4 不開示を維持 する部分	5 不開示情報 (法14号該当 号)				6 別件答 申・別件開示 部分該当の有 無()内は 平成29年度 (行個)答申 第84号にお ける文書番 号)
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書き	
1	甲1	審査請求 意見書 (平成2 0年特定 月日付異 議申立人 作成)写	全部開示	—	—	—	—	—
2	甲2	意見書 (平成2 1年特定 月日AA 付特定診 療所特定 医師1作 成)写	全部開示	—	—	—	—	—
3	甲3	同上に添 付された 参考文献 1「厚生 労働省労 働基準局 編：労災 保険業務 災害及び 通勤災害 認定の理	全部開示	—	—	—	—	—

		論と実際 上巻，労務行政研究所，東京，2001」写						
4	甲4	同上に添付された参考文献2「日本整形外科学会労働産業委員会：上肢筋骨格系障害の診断ガイドライン－作業関連障害の評価基準－南江堂，東京，1－113，2004」写	全部開示	－	－	－	－	－
5	甲5	意見書（平成21年特定月日BB付請求代理人作成）	全部開示	－	－	－	－	－
6	甲6	帳票名リストほか	全部開示	－	－	－	－	－
7	甲7	意見書（平成2	全部開示	－	－	－	－	－

		1年特定 月日B 付異議申 立人作 成)						
8	甲8	再審査請 求代理人 発言の訂 正申入れ (平成2 2年特定 月日付異 議申立人 及び請求 代理人作 成)	全部開示	-	-	-	-	-
9	乙1	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書 写	全部開示	-	-	-	-	-
10	乙2	療養補償 給付等不 支給決定 並びに通 知につい て写	全部開示	-	-	-	-	-
11	乙3	休業補償 給付支給 請求書 (第1 回)(平 成16年 特定月日 から平成 17年特 定月日C	全部開示	-	-	-	-	-

		C) 写						
1 2	乙 4	休業支給 決定決議 書写	全部開示	-	-	-	-	-
1 3	乙 5	休業補償 給付等不 支給決定 並びに通 知につい て（平成 1 9 年特 定月日付 D D）写	全部開示	-	-	-	-	-
1 4	乙 6	休業補償 給付支給 請求書 （第 2 回）（平 成 1 7 年 特定月日 E E から 平成 1 7 年特定月 日 F F） 写	全部開示	-	-	-	-	-
1 5	乙 7	休業支給 決定決議 書写	全部開示	-	-	-	-	-
1 6	乙 8	休業補償 給付等不 支給決定 並びに通 知につい て（平成 1 9 年特 定月日 G G 付）写	全部開示	-	-	-	-	-

17	乙9	調査結果復命書 (平成19年特定月日HH作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
18	乙10	事業場実地調査復命書 (1) (平成19年特定月日II作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
19	乙11	「異議申立人について」と題する文書(平成19年特定月日JJ監督署受付特定事業場A作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
20	乙12	診断書 (平成16年特定月日KK付特定医院1特定医師2作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
21	乙13	診断書 (平成16年特定月日LL	全部開示	-	-	-	-	-

		付特定医 院1 特定 医師2 作 成) 写						
2 2	乙 1 4	出勤簿写	1 頁 1 行目ないし 3 行目, 5 行目な いし 9 行目。 2 頁 1 行目ないし 3 行 目, 5 行目ないし 7 行目。 3 頁 1 行 目ないし 3 行目, 5 行目ないし 7 行 目, 欄外の書き込 み。 4 頁 1 行目な いし 3 行目, 5 行 目ないし 9 行目。 5 頁 1 行目ないし 3 行目, 5 行目な いし 7 行目。 6 頁 1 行目ないし 3 行 目, 5 行目ないし 7 行目。 7 頁 1 行 目ないし 3 行目, 5 行目及び 6 行 目。 8 頁 1 行目な いし 3 行目, 5 行 目及び 6 行目。 9 頁 1 行目ないし 3 行目, 5 行目及び 6 行目。 1 0 頁 1 行目ないし 4 行 目, 6 行目及び 7 行目。 1 1 頁 1 行 目ないし 3 行目, 5 行目ないし 7 行 目。 1 2 頁 1 行目 ないし 3 行目, 5	○		○		別件開示部分 に合わせ全て を開示 (文書 2 0)

			行目ないし7行目。13頁1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目。14頁1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目。15頁1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目。16頁1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目。					
23	乙15	会社沿革・会社案内写	全部開示	-	-	-	-	-
24	乙16	事務業務操作手引書写	不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ一部を開示(文書22)
25	乙17	会員名簿写	不開示部分の全て	○	○	○		別件開示部分に合わせ一部を開示(文書23)
26	乙18	事務室内写真写	全部開示	-	-	-	-	-
27	乙19	就業規則写	不開示部分の全て		○			別件答申・別件開示部分に合わせ全てを開示(文書25)
28	乙20	会員登録申請書①~④写	全部開示	-	-	-	-	-
29	乙21	追加注文書写	全部開示	-	-	-	-	-

30	乙2 2	経歴書写 (異議申 立人以外)	不開示部分の全て	○		○		別件答申に合 わせ一部を開 示(文書2 7)
31	乙2 3	会社追加 資料写	① 1頁の不開示部分 の全て	○	○	○	○	別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 28)
			② 2頁1行目ないし 3行目, 5行目, 13行目ないし1 5行目, 欄外の書 き込み。3頁1行 目ないし4行目, 6行目及び7行 目。4頁1行目な いし3行目, 5行 目及び6行目, 欄 外の書き込み。5 頁の不開示部分の 全て	○		○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 20及び文書 28)
			③ 6頁の不開示部分 の全て			○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 28)
			④ 7頁 医師の印影	○		○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 28)
			⑤ 8頁の不開示部分 の全て			○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 28)
32	乙2 4	「A氏休 暇経緯」 と題する	不開示部分の全て	○		○		別件開示部分 に合わせ一部 を開示(文書

		文書写						29)
33	乙25	事業場実地調査復命書(2)(平成19年特定月日MM作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
34	乙26	賃金台帳写	不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書31)
35	乙27	個人情報シート(社員名簿)写	不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書32)
36	乙28	診断書・意見書1枚(平成16年特定月日NN~平成17年特定月日付特定医院1特定医師2作成)写	全部開示	-	-	-	-	-
37	乙29	診断書(平成17年特定月日OO及び平成18年特定月日PP付特定	全部開示	-	-	-	-	-

		医院3 特定医師3 作成) 写						
38	乙30	診断書 (平成18年特定月日QQ付特定医師4作成) 写	全部開示	-	-	-	-	-
39	乙31	診断書 (平成18年特定月日付RR特定診療所特定医師1作成) 写	全部開示	-	-	-	-	-
40	乙32	特定事業場Y勤務関係資料写	不開示部分全て (1ないし5頁, 8頁, 9頁, 12ないし15頁, 18ないし21頁を除く)。	○	○	○		別件答申・別件開示部分に合わせ一部を開示 (文書35及び文書34)
41	乙33	自己意見書 (通常日の作業・年月日時間を追って) 写	不開示部分 (8頁欄外4行目の名前) の全て	○				別件開示部分に合わせ全てを開示 (文書36)
42	乙34	自己意見書 (項目別) 写	全部開示	-	-	-	-	-
43	乙35	自己意見書 (通常日の作業	全部開示	-	-	-	-	-

		の他に特定日に加わる作業)写						
4 4	乙 3 6	自己意見書添付資料・組織図写	全部開示	-	-	-	-	-
4 5	乙 3 7	自己意見書添付資料・特定事業場だより、キャンペーン他写	全部開示	-	-	-	-	-
4 6	乙 3 8	「作業の訂正について」及び「業務分担」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
4 7	乙 3 9	「腰痛や頸肩腕障害が起きる職場環境について」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
4 8	乙 4 0	「毎日の発送作業の履歴」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
4 9	乙 4 1	「B 特定役職につ	全部開示	-	-	-	-	-

		いて」と題する文書写						
5 0	乙 4 2	特定事業場社内写真写	全部開示	-	-	-	-	-
5 1	乙 4 3	在庫帳簿について写	全部開示	-	-	-	-	-
5 2	乙 4 4	郵便・FAX注文の相違先について写	全部開示	-	-	-	-	-
5 3	乙 4 5	「特定事業場Z口座引落データ処理について」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
5 4	乙 4 6	商品発送先リスト写	全部開示	-	-	-	-	-
5 5	乙 4 7	「特定事業場XX（電算会社）からのチェック」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
5 6	乙 4 8	「コミッションの作業月1回」と題	全部開示	-	-	-	-	-

		する文書 写						
57	乙4 9	「特定事業場YYの在庫確認」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
58	乙5 0	「中止口と解約口について」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
59	乙5 1	ノニジュース価格表写	全部開示	-	-	-	-	-
60	乙5 2	自己意見書（頸肩腕障害の症状推移及び自己意見）写	全部開示	-	-	-	-	-
61	乙5 3	自己意見書（特定事業場での作業）写	全部開示	-	-	-	-	-
62	乙5 4	自己意見書（特定事業場ZZでの私の意見書）写	全部開示	-	-	-	-	-
63	乙5 5	自己意見書（産業医との面	全部開示	-	-	-	-	-

		談記録) (平成19年特定 月日SS 付)写						
64	乙5 6	団体交渉 の記録写	全部開示	-	-	-	-	-
65	乙5 7	自己意見 書(団体 交渉のテ ープおこ し)写	全部開示	-	-	-	-	-
66	乙5 8	月間担当 別一覧写	全部開示	-	-	-	-	-
67	乙5 9	「Cさん が腰痛休 業後に私 1人で行 った業務 の帳票」 と題する 文書写	不開示部分(1頁 最終行の名前)の 全て	○				別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 44)
68	乙6 0	異議申立 人からの 聴取書写	全部開示	-	-	-	-	-
69	乙6 1	異議申立 人からの 聴取書写	全部開示	-	-	-	-	-
70	乙6 2	特定事業 場Dから の聴取書 写	① 20頁の不開示部 分の全て	○	○	○	○	別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 47)
			② 21頁の不開示部 分の全て	○		○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 47)
			③	○		○	○	別件開示部分

			25頁の不開示部分の全て					に合わせ一部を開示（文書47）
71	乙63	特定事業場Bからの聴取書写	① 13頁（1349頁）の不開示部分の全て。	○	○	○	○	別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
			② 24頁ないし27頁の不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
			③ 28頁1行目ないし4行目，6行目及び7行目	○		○		別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
			④ 29頁の不開示部分の全て			○		別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
			⑤ 39頁の不開示部分の全て	○		○		別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
			⑥ 42頁ないし44頁の不開示部分の全て		○	○	○	別件開示部分に合わせ全てを開示（文書48）
72	乙64	特定事業場ZZ元上司Eからの聴取書写	17頁ないし18頁の不開示部分の全て	○	○			別件答申に合わせ一部を開示（文書49）
73	乙65	特定事業場XXX Fからの聴取書写	① 8頁1行目ないし3行目，5行目及び6行目。9頁1行目ないし3行	○		○		別件開示部分に合わせ全てを開示（文書50）

			目, 5行目ないし 7行目					
			② 10頁ないし13 頁の不開示部分の 全て		○	○		別件開示部分 に合わせ全て を開示(文書 50)
74	乙6 6	特定事業 場YYY Gからの 聴取書写	全部開示	-	-	-	-	-
75	乙6 7	会員登録 受付簿及 び追加注 文受付 簿, 解約 受付簿写	不開示部分の全て	○	○	○		別件答申・別 件開示部分に 合わせ一部を 開示(文書5 2ないし文書 56)
76	乙6 8	特定事業 場XXの ファクシ ミリ写	不開示部分の全て	○	○	○		別件答申・別 件開示部分に 合わせ一部を 開示(文書5 7ないし文書 73)
77	乙6 9	意見書 (平成1 9年特定 月日TT 付特定医 院2特定 医師2作 成)写	全部開示	-	-	-	-	-
78	乙7 0	特定委 員・診療 録写	全部開示	-	-	-	-	-
79	乙7 1	特定医師 3意見書 写	全部開示	-	-	-	-	-
80	乙7	特定医師	全部開示	-	-	-	-	-

	2	5 意見書 写						
8 1	乙 7 3	特定医師 1 意見書 写	全部開示	-	-	-	-	-
8 2	乙 7 4	意見書の 提出につ いて及び 別紙・文 献（文 献）写	全部開示	-	-	-	-	-
8 3	乙 7 5	平成19 年特定月 日UU付 意見書別 紙の訂正 文書（平 成19年 特定月日 付VV特 定診療所 特定医師 1作成） 写	全部開示	-	-	-	-	-
8 4	乙 7 6	診療報酬 明細書 （写）の 交付依頼 についての 回答写	不開示部分の全て	○	○	○		別件答申・別 件開示部分に 合わせ一部を 開示（文書7 5）
8 5	乙 7 7	意見書 （平成1 9年特定 月日WW 付東京労 働局地方 労災医員	全部開示	-	-	-	-	-

		特定医師 作成) 写						
8 6	丙 1	新たな裏 付け証 拠・関係 資料等の 提出並び に口頭に よる意見 陳述もし くは意見 書提出の 有無につ いて(照 会) 写	全部開示	—	—	—	—	—
8 7	丙 2	新たな裏 付け証 拠・関係 資料等の 提出並び に口頭に よる意見 陳述もし くは意見 書提出の 有無につ いて(回 答) 写	全部開示	—	—	—	—	—
8 8	丙 3	異議申立 人聴取書 (平成2 0年特定 月日A A A作成) 写	全部開示	—	—	—	—	—
8 9	丙 4	労働保険 審査請求	全部開示	—	—	—	—	—

		書写						
9 0	丙 5	決定書写	全部開示	-	-	-	-	-